

平成26年度 クリーンプラザふじみ周辺大気の測定（施設稼働前後の変化）

測定場所	項 目	環境基準	夏			冬		
			①稼働前	②稼働後	②－①差異	①稼働前	②稼働後	②－①差異
三鷹市立 南浦小学校	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均0.1mg/m ³ 以下, 1時間0.2mg/m ³ 以下	0.011	0.016	0.005	0.019	0.016	-0.003
	二酸化いおう	1時間値の1日平均0.04ppm以下, 1時間0.1ppm以下	0.003	0.003	0.001	0.002	0.001	-0.001
	窒素酸化物	1時間値の1日平均0.04ppm～0.06ppm内か以下	0.011	0.016	0.005	0.02	0.037	0.017
	塩化水素	0.02ppm以下	0.0007	0.0003	-0.0004	0.0003	0.0002	-0.0001
	ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ N以下	0.0095	0.012	0.0025	0.065	0.022	-0.043
	水 銀	大気汚染防止法に基づく大気中水銀濃度の指針値(年平均値0.04μgHg/m ³)	0.0013	0.0005	-0.0008	0.0017	0.0014	-0.0003
しいの木 公園	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均0.1mg/m ³ 以下, 1時間0.2mg/m ³ 以下	0.017	0.025	0.008	0.017	0.015	-0.002
	二酸化いおう	1時間値の1日平均0.04ppm以下, 1時間0.1ppm以下	0.004	0.005	0.001	0.002	0.001	-0.001
	窒素酸化物	1時間値の1日平均0.04ppm～0.06ppm内か以下	0.009	0.014	0.005	0.019	0.034	0.015
	塩化水素	0.02ppm以下	0.0006	0.0005	-0.0001	0.0001	0.0003	0.0002
	ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ N以下	0.011	0.013	0.002	0.053	0.026	-0.027
	水 銀	大気汚染防止法に基づく大気中水銀濃度の指針値(年平均値0.04μgHg/m ³)	0.0013	0.0003	-0.001	0.002	0.0015	-0.0005

※ 塩化水素については、環境基準の設定がないので、環境庁大気保全局長通達(昭和52年6月16日環大規 136号)の中で「目標環境濃度は、日本産業衛生学会（許容濃度に関する委員会勧告）に示された労働環境濃度を参考として 0.02ppm」とされており、本値を環境保全目標値と設定した。

※ 稼働前の測定は、三鷹市立南浦小学校と、しいの木公園については平成24年に行った。

※ 測定は、それぞれ連続1週間の平均である。

平成26年度から、クリーンプラザふじみ周辺大気の測定は、「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」第13条(環境測定及び調査)及び別冊(1)協定書の条文に基づき別に定める事項 ①第13条第2項に定める測定項目、測定方法、回数等により、三鷹市立南浦小学校、しいの木公園の2箇所とする。